

牛久市教育委員会 3月定例会会議録

1. 日 時 令和8年3月26日(木) 午後1時45分
2. 場 所 ひたち野リフレビル 4階 第3会議室
3. 出席委員 川村 始子・吉原 英夫・宮本 芳子・磯山 貴洋・久野 あい
4. 委員以外  
の出席者 教育部長 小川 茂生  
次長 稲葉 健一  
次長兼スポーツ推進課長 高橋 頼輝  
教育総務課 課長 橋本 早苗  
教育施設課 課長 齊藤 孝順  
教育支援課 課長 柴山 信一  
生涯学習課 課長 糸賀 珠絵  
中央図書館 館長 山越 義弘  
教育総務課 課長補佐 宮嶋 亮輔  
教育総務課 主査 小河原 晋
5. 欠席者 なし
6. 会議録署名人 久野 あい
7. 議事事項 議案第 2号 牛久市文化芸術基本条例について  
議案第 3号 牛久市教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する規則の一部を改正する規則について  
議案第 4号 牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について  
議案第 5号 牛久市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について  
議案第 6号 牛久市学校現場における働き方改革検討会議設置訓令を廃止する訓令について  
議案第 7号 牛久市立学校管理規則の一部を改正する規則について  
議案第 8号 牛久市立学校養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する訓令について  
議案第 9号 牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について  
議案第10号 令和8年度学校医学校歯科医の委嘱について  
議案第11号 牛久市教育振興基本計画実施計画(令和8年度～令和10年度)の策定について  
議案第12号 情報公開部分決定処分に係る審査請求に対する裁決について  
議案第15号 牛久市就学援助規則の一部を改正する規則について  
報告第 6号 牛久市文化芸術振興基本計画における進行評価(令和6年度)について  
報告第 7号 牛久市文化芸術推進基本計画策定について

- 報告第 8 号 牛久市文化芸術振興審議会答申について  
 報告第 9 号 牛久市放課後児童健全育成事業補助金の交付に関する告示の一部を改正する告示について  
 報告第 10 号 令和 7 年度牛久市物価高騰に対応するための放課後児童健全育成事業者への補助金の交付に関する告示について  
 報告第 11 号 牛久市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則について

8. その他

司会	出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。
教育長	開会を宣言する。
教育長	会議録署名人 久野 あい委員を指名する。
次長兼スポーツ推進課長	<p>ここで、まず議事に入る前に事務局より説明があります。</p> <p>私のほうからなんですけれども、本日の資料、議案の中で、大変申し訳ございません、議案第 13 号及び 14 号になります。この 2 件につきまして、今日の定例会に上程しようと思った案件、地域展開に関するものの教職員の兼職兼業の件、それから地域クラブとして活動する団体さんを認定する告示なんですけれども、大変申し訳ございません、内容にちょっと不備がございましたので、今回取下げをさせていただきます、できるだけ速やかに、4 月以降の定例会で上程をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
吉原委員	すみません、どういうところに不備があったんですか。
次長兼スポーツ推進課長	兼職兼業のほうについてなんですけれども、それを認めるか認められないかというところで、文科省のほうから、令和 5 年にできた手引の中で、単月で 100 時間、地域の団体での活動、それから学校での本来の業務時間、あとは超勤 4 項目といわれた時間内ですか、そういったもので 100 時間以上というこ

	<p>とがあつて、複数月で80時間を超えないようにというのがあったんですけども、その下に、ただし45時間以内、その100時間ですとか80時間ですとか、そういったものをできるだけ少なくということで45時間以内にするのが望ましいという文言があったものですから、それがちょっと抜けてしまっていた文言がございましたので、それを今修正かけているところでございますので、できるだけ教職員の方に負担にならないような形での兼職兼業というふうにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
吉原委員	<p>ちやうど質問したいなと思ひていたところなので、よかったです。</p>
教育長	<p>それでは、議事に入ります。 議案第2号「牛久市文化芸術基本条例について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
生涯学習課長	<p>議案第2号、牛久市文化芸術基本条例について、ご説明させていただきます。 こちらにつきましては、令和8年第1回定例市議会へ議案上程前に教育委員会定例会でお諮りするところでしたが、遺漏につき大変遅くなりましたので申し訳ございません。今回お諮りをさせていただきたいと存じます。 内容につきましてご説明させていただきたいと存じますので、条例並びに4枚目の図をご覧くださいながらお聞きいただければと思ひます。 まず、今回の全改正に至りました背景について簡単に御説明を申し上げます。 国の文化芸術振興基本法が2017年に文化芸術基本法に改正され、改正法では文化芸術振興のみならず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの各分野における施策と連携し、文化芸術の多様な価値を社会の発展に活用する点に重点が置かれる内容に変わりました。これを受けまして、市でも現行条例を全部改正し、新たに文化芸術基本条例として制定するものでございます。 4枚目の表をご覧くださいますと、現行条例の目的と現状の課題、そして条例改正後の要点が書かれております。大きな改正点の内容といたしましては、2つ目にあります市の文化芸術の根幹となる基本理念について明文化されておりましたので、他分野との相互の連携の配慮などをうたう形とさせていただきます。また、4点目にあります国の法制度と計画の名称を整合させ、後でご説明、報告させていただきますが、文化芸術推進基本計画を策定するという形になりまして、こちらの計画に基づき計画的、継続的に推進してまいる形になるかと思ひます。</p>

	<p>最後にまとめといたしましては、今回の牛久市文化芸術基本条例の制定により、国の上位法である文化芸術基本法に沿って内容を整理し直すことで、文化芸術に対する市の考え方を基本理念として明確にするとともに、芸術に係る各主体の役割をそれぞれ明記し、市の文化芸術を地域全体で支え育てる基盤として整理するものでございます。</p> <p>簡単ですが、説明は以上です。</p> <p>議案第2号について質疑を受けるが質疑なし。出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、議案第3号「牛久市教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
生涯学習課長	<p>牛久市教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する規則の一部を改正する規則についてご説明を申し上げます。</p> <p>1枚おめくりいただきまして、2枚目の別表中の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。</p> <p>中央生涯学習センターには、現在これまで18基の防犯カメラを搭載しておりましたが、今回この別表中にありますとおり、中央生涯学習センターの大道具搬入口に1つ、2階展示ホールに1つということで2つ増設となりましたので、こちらに関して規則の一部を改正する規則を上程させていただきます。</p> <p>これにより、現在の18台が20台の防犯カメラで監視する形となっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
教育長	<p>事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらお願いいたします。</p>
磯山委員	<p>増設した部分の、その増設の理由とか必要性みたいなものは何かあったんでしょうか。</p>
生涯学習課長	<p>今回増設に至った経緯といたしましては、死角になってしまったり、やはり例えば大道具搬入口ですとか展示ホール入り口は大変暗くて、ちょっと人がいるのが見えづらかったり、そういった部分がありますし、双方とも事務所からかなり離れておりますので、2つ増設させていただいた経緯でございます。</p> <p>以上です。</p>

吉原委員	<p>ちよつとつまらない質問をしてすみません。 防犯カメラはビデオで残りますよね、映像。それはどのくらい残るんですか。</p>
生涯学習課長	<p>今ちよつと資料はないんですけれども、ちよつと調べておきます。すみません。</p>
吉原委員	<p>何でかという、今こういうのがネットで全世界で流れちゃうんですね。防犯カメラの映像。そういうところの管理がどうなっているのかなという部分で。</p>
生涯学習課長	<p>すみません、そこまで把握しておりませんが……</p>
吉原委員	<p>1週間とか2週間とかで替えられる。</p>
生涯学習課長	<p>そうですね、だと思います。 余談ですが、防犯カメラがあったことで、駐車場で例えば高齢者の方が、アクセルとブレーキを踏み間違っただけで後ろにバックしてしまっただけで壊ってしまったという案件などがあつたんですけれども、それもカメラで全部写っていたことにより、警察を呼んで何の滞りもなく処理ができたという事例がございます。</p>
教育長	<p>それでは、後でということですのでよろしくお願いします。</p> <p>議案第3号について出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、議案第4号「牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>

生涯学習課長	<p>牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明を申し上げます。</p> <p>こちらにつきましては、牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を次のように改正するものでございます。</p> <p>第11条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加えるものでございます。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</p> <p>この規則は、令和8年4月1日から施行する予定であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	<p>事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらお願いいたします。</p>
磯山委員	<p>第11条第1項は、こういった条文になっているんですか。</p>
生涯学習課長	<p>すみません、こちらも後でお示ししてよろしいですか。終わるまでにお示ししたいと思います、すみません。</p>
磯山委員	<p>分かりました。これが加わるということですよ。</p>
生涯学習課長	<p>はい。</p>
教育長	<p>給特法の業務量管理が加わっていくということで、それについて学校運営協議会でも審議をしていくというような流れになる形だと思います。</p> <p>議案第4号について出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、議案第5号「牛久市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>こっちが先のほうがよかったね、きっとね。</p>

議案第5号、牛久市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画につきまして、ご説明いたします。

こちらにつきましては、総合教育会議でも進捗について取り上げましたけれども、令和8年4月1日施行の給特法の改正により、教育委員会に対し学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が義務づけられたものでございます。策定に当たりましては、校長会、教頭会、教務主任会、学校事務職員を通して学校現場の意見を伺い、計画案の作成を進めてまいりました。

内容につきまして、概要をご説明いたします。

ページをめくっていただきまして、資料の3ページになります。

計画の趣旨を記載してございますが、先生方が授業やその準備に集中できる時間、自らの専門性を高めるための研修の時間や児童生徒と向き合うための時間を十分に確保し、児童生徒に対して効果的な教育活動ができるよう必要な取組を進めることを記載しています。

次のページになります、4ページですね。

現状を記載しております。令和6年度の時間外在校等時間の状況は、全体で年平均月37時間32分となっております。

次のページに移りまして、5ページ、6ページには目標を記載してございます。

政府が、令和11年度までに時間外勤務時間が1か月45時間以下の割合を100%にすること、1年間の時間外勤務時間を360時間以下とすること、1か月の時間外在校等時間の平均を30時間程度にすることを目指していますので、牛久市も同様の目標を設定し、市独自の目標としましては、令和8年度にはまず時間外勤務時間が45時間以下の割合について令和6年度時点で約65%であったものを80%にし、時間外在校時間80時間を超過する割合をゼロ%とすることを考えています。

さらに、(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがいの向上にも重点を置き、3つ目のポチにありますけれども、年間の年次有給休暇の平均取得日数を学校閉庁日を除き10日以上にすること、また、学校評価アンケートにやりがいに関する項目を設け、働きがいを実感できることを目指そうとしております。

計画の期間につきましては、政府が目標としている令和11年度までに合わせています。

資料の7ページ、8ページになりますが、こちらでは令和8年度以降に取り組むロードマップを示して、次ページ以降では、ロードマップのうち重点事項を記載しております。ロードマップの緑色の部分は、実施済みの内容を継続するものとして記載しています。オレンジ色の箇所が今後進めていきたいと計画している内容です。

幾つかご説明しますと、まず、7ページのイ学校以外が担うべき業務の、番号でいきますと3番目になります。学校徴収金の徴収・管理では、県の学校徴

収金の取扱いに関するガイドラインに準じて、現金を扱わず、効率的な事務作業について学校事務の共同実施協議会で話し合いながら、教材等の公会計化を求めてまいります。

次に、ロ教師以外が積極的に参画すべき業務ですが、6番目です。調査・統計への回答では、情報発信は保護者連絡システムを変更することによって、今まで学校から発出していた配布物を市から直接各家庭に連絡できるようにする予定です。

続きまして、9番目になります。学校プールの管理につきましては、プール開き前の清掃業務について、外部に委託できるように関係部局と調整したいと考えています。

続きまして、11番です。休み時間の担任以外の対応につきましては、スクールアシスタントや学校ボランティアの活用を進めていきたいと考えております。

次のページに移りまして、13番です。部活動について、令和8年秋に休日の全ての部活動の地域展開を実現させ、平日の部活動については勤務時間内で部活動従事時間の設定ができる方向で担当間の調整を図りたいと考えております。

ハ教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務としましては、16番です。学校評価や成績処理について、自動採点の試行導入を実施予定です。

続いて、19番です。支援が必要な児童生徒・家庭への対応としては、特性を持つ児童生徒の早期発見と適切な学びの設定のため、5歳児健診の実施に向けて保健福祉部との話し合いを継続してまいります。また、外国人児童生徒やその保護者への日本語指導に係る支援員との連携、訪問型家庭教育支援体制の充実、学校との連携を促進してまいります。

次に、(2)学校における措置の推進では、次期学習指導要領の答申や審議の進捗も参考にしながら、余白の利用についても検討してまいります。そのほか、勤務時間外の電話自動録音機能を令和8年度中に全校に設置し、夏休みについては早出遅出勤務制度を試行予定です。

これらの取組について進めていくために、令和8年度に教頭による業務量管理・健康確保措置プロジェクトチームを立ち上げ、さらなる改革に取り組むほか、教務主任と研究主任をメンバーとする次期学習指導要領「余白」プロジェクトチームを立ち上げ、検討を進めていく予定です。

今後につきましては、4月の校長会で共有後、ホームページの公表予定です。また、令和8年度の総合教育会議で計画策定の報告も予定しています。総合教育会議では、毎年度、進捗状況についても報告することとなります。

説明は以上となります。

説明が終わりました。何か質問はありますか。

教育長

吉原委員	<p>質問ではないんですけども、今度、学校運営協議会でもこの項目が検討されるということでしたよね。</p>
生涯学習課長	<p>先ほどお答えできなかったので、学校運営協議会、11条ということでご質問ありましたけれども、11条については、学校長が様々なグランドデザインに係る関係のものを、基本方針を承認いただくというのがあるんですけども、その中にこの業務量管理も入ってくると。それが11条でございますので、吉原委員がおっしゃっていることも今度承認される形になるかと思えます。</p> <p>以上です。</p> <p>先ほどの質問にもお答えさせていただきました。すみません。</p>
吉原委員	<p>これが今度、学校運営協議会でも検討されるということですよ。そうすると、やっぱり一般の住民、保護者にもこういうものがあるんだということをきちんと周知していかないと、幾ら学校と運営協議会でやっても、なかなか先生たちの変わったところというのは理解していただけないのかなと。先生たち楽しているわけじゃないんだけど、何か世の中の流れで働き方改革働き方改革とどんどん削っていっちゃって、一般の方々になかなか理解されていない部分を感じるんですよ。ですから、ぜひせつかくこういうのつくるんだから、ただホームページで載せるだけじゃなくて、事あるごとにやっぱり学校から保護者、学校から地域にそういうことを伝えられると、もっと理解が深まるのかなと思いますので、検討してください。</p>
宮本委員	<p>この中で、いろいろ登下校の見守りとかというのを地域のボランティアの方を下ろしていきたいという意図は酌めるんですけども、地域の方といっても、例えば実際動いてくださる方を私実際想定したりしているんですけども、これは完璧な無償ですよ。有償ボランティアじゃなくて無償というふうなデザイン的には考えていらっしゃるんですよ。そうですね。実際細かいことをちょっと教頭先生とお話ししたんですよ。実際に何時頃見守りしてほしいんですかということで、おくのはバスだから登下校の見守りはないよと言いながら、結局は朝、例えばバスが早く来て7時20分から子供たちが外で遊ぶので、外で見守ってほしい人、あとバスを降りてからのときに見てほしいとか、校門に関しては教頭先生がいつも立って横断歩道を渡る子供たちは見守っていますということで、具体的に各学校で本当に必要な時間帯とかも変わるので、そこを下ろしていただきたいということと、あと、おくのではないんで</p>

すけれども、保護者の方でPTA活動ができないということでご協力はできないけれども、例えば金銭面でPTA活動費を少し上げてでもいいから、見守ってくださっている方にお支払いしたいなという、そういう若い区長さんたちもいらっしゃるそうなんです。そこはやっぱり古い区長さんからしたら、俺らはそんなお金なんかじゃなくて動くんだみたいにおっしゃるんですが、保護者とすれば、例えば少しでもやったださる方に感謝の意を表したいということで、そういう考えがあるということ、PTA活動ができないから、その分外部の委託じゃないですけれども、そういうことを外部の方にやっていただくということで、自分もやれないけれども気が楽になるという、そういう考えの方もいらっしゃるので、その辺、PTAの方とお話しになるときはいろんな意見を吸い上げていただきたいかなと思います。

本来ならばPTAも、地域のおじさんたちにすれば保護者の人が動かないのに俺らは関係ないぞみたいな、そういうことをおっしゃる方もいるんですね、半分は冗談なんですけれどもね。実際動いてくれるんです、そういう方というのは。だけれども、PTAの人が知らんぷりして俺らだけ動くのはちょっとどうかなみたいな、そんなことをおっしゃる方もいらっしゃいますので、その辺両輪で情報を伝えていってくださるとありがたいかなと思います。

現実には先生方が朝7時にもう登校してきている、お子さんの見守りをしていて授業の準備全然できないですよ。ぎりぎりまで見ていてそれからということで、本当にそういう状況であるということ、意外と一般、私たちも想像できていないんです。実際この働き方改革と言っているんですが、先生たちは本当に早朝から夜、お子さん見守っているいろいろ事務作業してということで、深夜までじゃないですけれども7時、8時まで、今減りましたけれども学校明かりがついているんですよ。そういう状況であるということも併せて説明していただいて、こういう状況だと、先生たちやっぱり土日でも残業で非常に休めないという状況があるということも併せて教えていただきたいかなと思います。意外と先生たち、夏休みは夏休みを取っているみたいに思っている人も中にはいるので、全然違うということもやっぱり表現していただきたいかなと思います。本当に働き方改革働き方改革と言葉だけが行っていて、実際の現状を知らない方がたくさんいらっしゃるので、そこも併せてお話ししていただければと思います。よろしくお願いします。

吉原委員

じゃあ、今ちょっと宮本委員さんの言葉の中で気になる点は、有償化するという点。これはきっといろんな問題を抱えるよね。つまり、有償化することによってその人に責任を持たせるということになってしまって、登下校の見守りがなかなか広がらなかったというのは、責任を持って子供を安全に渡せば何も問題ないんですが、事故があったときに誰の責任ですかと世の中はなっちゃうので、そのときに、いやボランティアですというのと、僅かだけれどもお金頂いてやっていますでは、責任の重さが全然違うんですよ。だから、実際に

	<p>ボランティアをやる人たちが遠慮されるというのは、お金が欲しくないわけじゃなくて、責任をかぶせられるのがちょっと嫌なんだと。だから、あくまでも無償で善意でやっているんですよというのを通したいというのは、私なんかは現職の頃に言われたことなんですね。でも、今の若い人たちはお金を払ってでもやってもらったほうがありがたいというふうにする方が出てきているのも事実だと思いますね。</p> <p>だから、その辺どういうふうにはバランス取るかね、責任取ってやってくれるんならそれは大変ありがたいんですけども、緑のおばさんって昔いましたよね。あれが無くなったのは事故に巻き込まれてですからね。渡してあげようと思ったんだけど、車がそれを無視して通って事故に遭わせてしまった。そのときに、マスコミとかは緑のおばさんの責任を追及したんですよ。あくまでもボランティアでやっているんだけど、あるいはPTAのボランティアでやっているんだけど、その責任を追及されるのが嫌だという、だからその辺少しバランス取って検討した上でないと、うかつに有償にしましょうというのは難しいかもしれないですね。</p>
<p>宮本委員</p>	<p>そうですね。じゃあ、おじさんたちに有償だと責任が重くなるから、でも気楽にはやれない仕事ですよ、お子さんの見守りというのは。だから尻込みする方もいらっしゃるのかな、割とご高齢に……</p>
<p>磯山委員</p>	<p>1点、ごめんなさい、よろしいですかね。</p> <p>ちょっと法律の世界でいうと、有償か無償かの話と責任が発生するかどうかというのは基本的には別の話なんですよ。無償だから責任がないということにはなっていないので、結局何をやっているかによって責任が発生するかどうかなんですね。対価性があるとやっぱり業務の専門性といったものが高くなるという、義務として高くなるということはあるのかもしれないですけども、基本的にはボランティアであっても、やっぱり責任が発生し得る可能性というのはどうしても出てきちゃうんですね。例えばですけども、その予算が出るということであれば、寄附でも何でもいいんですけども、そういうものを何かそういったときのための保険に使うとか、そういう形で即応支援じゃないですけども、直接渡すとかじゃなくて何かしら事故があったときのための担保として使うとか、そういったことは可能だと思うので、当然直接渡すということでもいいとは思いますが、多分そこは一般の方は結構誤解がもしかしたらあるかもしれないですね。お金もらおうと責任が重くなっちゃうんじゃないかというところは、必ずしも間違いというわけではないんですけども。</p>

吉原委員	責任が重くなるというか、責任を感じてしまうという。
磯山委員	責任を感じてしまう、そうですね。だから、無償だから責任がないということでもなかったりするのですが、その辺はちょっとお金だけで、もらうかどうかだけで解決するものではなかったりするのですが、むしろ責任がもし発生したときもちゃんとフォローができるような制度設計という形にしておいたほうがいいのかなという感じはしますけれどもね。
宮本委員	そうすると、この募集をする際にきちんと職務というか、ここまで見ていただくだけでも、万が一事故があったときには保険でカバーしますとか、そういう文言を伝えるんでしょうか。
磯山委員	保険でカバーしますというまず制度があれば、そういう話ができるとは思っていますね。
宮本委員	というわけで、尻込みする方たちに対して、そんなに尻込みすることはないですよというお話はできるということですか。
磯山委員	例えば、もし何かあったときも保険なんかがあるんですよということであれば、それはやっぱり責任を負わされるのが嫌だねという人に対しては背中を押す材料にはなってくるのかなと思いますけれどもね。
吉原委員	牛久市では、市民活動課が保険入っていなかったでしたっけか。もうやめちゃったんですしたっけか。あれは池辺市長のとき。（「入っています」の声あり）ボランティア活動やっているとときの保険というのは。
教育部長	実際に牛久小で見守りやっていて事故に遭った方がいたんですけども、その方に対して保険金出ていますね。
磯山委員	ボランティア活動に使える保険ということですか。

教育部長	<p>そうです。</p>
磯山委員	<p>そういうのがあると、むしろ責任問題になったときの、基本的には善義問題      という倫理的なものもありますけれども、金銭賠償とかそういったところも      出てくるでしょうから、金銭的な部分に関してはフォローされていますよとい      うことをご説明いただければ、多少なりともその不安は解消されるかなとい      う感じはしますね。無償だから責任負わなくていいですということにはなら      ないので、そこは説明を間違えないようにしていただければいいかなと思      います。</p> <p>議案第5号について出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、議案第6号「牛久市学校現場における働き方改革検討会議設置訓令を      廃止する訓令について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>議案第6号、牛久市学校現場における働き方改革検討会議設置訓令を廃止す      る訓令につきまして、ご説明いたします。</p> <p>議案第5号で牛久市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実      施計画についてご説明したところですが、今後の検討は学校の実態に合      わせて推進するために教頭会でプロジェクトチームを立ち上げるなど、校長      会、教頭会、教務主任会も活用して実効性のある取組をしていきたいと考      えております。</p> <p>現行の検討会議設置訓令では、メンバーが教育委員会次長、各課課長と学校      代表者となっており、教育委員会内部のメンバーが中心となっていました。今      後はより学校現場の意見、要望に合った取組を実施していくために訓令を廃止      するものです。</p> <p>以上です。</p> <p>議案第6号について質疑を受けるが質疑なし。出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、議案第7号「牛久市立学校管理規則の一部を改正する規則につ      いて」、事務局より説明をお願いいたします。</p>

教育総務課長	<p>議案第7号、牛久市立学校管理規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明いたします。</p> <p>養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務を明確化するため、標準的な職務内容を定めるための規定を追加するものでございます。</p> <p>標準的な職務内容につきましては、議案第8号で上程してございます。</p> <p>以上です。</p> <p>議案第7号について質疑を受けるが質疑なし。出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、議案第8号「牛久市立学校養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する訓令について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>議案第8号、牛久市立学校養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する訓令について、ご説明いたします。</p> <p>文部科学省通知及び茨城県教育委員会通知に基づきまして、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務を明確化するため例規を整備するものでございます。</p> <p>この訓令は、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容等を定めることによりまして、養護教諭及び栄養教諭がその専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とするもので、養護教諭の標準的な職務を別表第1に、栄養教諭の標準的な職務を別表第2に入れております。</p> <p>内容につきましては、養護教諭部会、栄養教諭部会に確認した上で文部科学省が示している例のとおりとしております。</p> <p>条文を見ていただきますと分かるとおり非常に柔軟な規定となっておりますので、校長の裁量で様々な対応ができるものと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	<p>事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらお願いいたします。</p>
吉原委員	<p>事務職とか養護教諭とか栄養教諭というのは学校では一人職と言われて、大規模校以外は1人しか配置されていないんですね。ですから、なかなか相談し合うというのができないので、管理職の指導というのが非常に大事になってくると思うので、そういうのを明確にした上でこういうをつくっているのでありがたいなと思っているんですが、その中で1点、3月11日にいわき市で赤飯給食が出て、それが直前になって廃棄されたという問題でちょっとにぎわし</p>

ていましたよね。ここにも栄養職員の栄養管理に関することということで献立作成というのがあるんですよね。多分いわき市でも献立表で知らせているから献立作成しているんだと思うんですけども、あれはセンター方式なので多分いろんな栄養教諭とか関わってつくられたと思うんですが、何で当日までね、献立表を見る人もいなかったのか、あれがすごく悲しくて、思ったのは、多分今も牛久ではやっていると思うんですが、毎月献立会議と集まってやっていますよね。（「はい」の声あり）それをまたホームページとかで流してやっていますよね。だから誰かは気がついたはずなんですけれども、そういうのが当日になるまで、しかも当日苦情を言った人というのは保護者ではないんですよ。保護者じゃない人が学校へ、学校が慌てて教育委員会に流して、教育委員会も慌ててじゃあやめましょう、廃棄しましょうとなっちゃったというので、何かその辺のシステムが、せっかく栄養教諭は卒業生のために、お祝いのためにつくった、3月11日が卒業式の前日だったからそれで出す、そんなの1か月も前に分かっているのに、あの東日本大震災の被害を受けた人たちでさえ、その3月11日というところが抜けちゃっていて、それが突然1人の人の発言でころっとひっくり返ってしまう。

うちの娘、栄養教諭なのでやっているんですけども、その話をしたら、やっぱり非常に悲しいと言っていましたね。食物を廃棄してしまう。もしあれだったら別な日に献立表を変えればよかった、献立の日にならね。

あとはもう一つは、いわき市の市長さんが言ったようにきちんと哀悼の意をささげて、それから食すのだったら何ら問題ないだろうという。それが何で教育委員会でああいう判断をしちゃったのかという、要するに現場をきちっと把握できているのかなという、あれ先生方だったらきっと「いや」と思ったと思うんですけども、行政職の人たちはそこまで思いが至らなかったのかなということで、ぜひこういう献立表づくりとかにも、やっぱり事務局のほうもきちっと、一般の市民ばかりじゃなくてみんなの目を通してチェックしておく必要があるのかなと。特に今アレルギーとか、ああいうのも非常にうるさくなってきているので、やっぱり複数の目でチェックできるような給食の機能をぜひ位置づけてほしいなど。栄養教諭、養護教諭、事務職に任せるのではなくて、やっぱりチェック体制、確認体制、相談体制、そういうものをぜひ併せてつくっていただければありがたいなと思います。すみません、長くなって。

議案第8号について出席者全員の賛成を得る。

次に、議案第9号「牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いいたします。

教育長

教育総務課長	<p>議案第9号、牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明いたします。</p> <p>今回の教育委員会事務局組織規則の改正につきましては、教育施設課、教育支援課、生涯学習課、スポーツ推進課の事務分掌を変更するものでございます。</p> <p>お配りしております議案ですと改正部分がちょっと分かりにくくなっておりますので、ちょっとページを進めていただきまして、8ページ目、改正の前後が分かるように見え消しになったりという形で作っておりますので、こちらをご覧ください。</p> <p>まず、教育施設課ですけれども、こちらは(4)おくの義務教育学校の建設に関するものを削ります。それに伴いまして、それ以下の番号がずれております。</p> <p>次に、教育支援課ですけれども、こちらは(25)ICT支援員の派遣に関するものを加えております。それから、(35)教育関連相談受付電話に関するものが追加されております。また、(22)県費負担教職員の研修に関するものを(38)に移動しております。県費関係が集めて全部まとめております。それに伴いまして、番号がずれております。</p> <p>次に、生涯学習課です。一番下になります。(24)ひたち野うしく中学校及びおくの義務教育学校地域活動室に関すること、(25)文化部活動の地域展開に関するものを追加しております。</p> <p>次に、スポーツ推進課です。(2)スポーツチャンピオンフェスティバルに関すること、(15)利用者の調査統計及び公聴に関するものを削りまして、それに伴って番号がずれております。また、修正後、(10)大会出場補助金に関すること、(11)運動部活動の地域展開に関することは文言を変えております。</p> <p>以上が今回の改正の内容でございます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>議案第9号について質疑を受けるが質疑なし。出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、議案第10号「令和8年度学校医学校歯科医の委嘱について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>議案第10号、令和8年度学校医学校歯科医の委嘱について、ご説明いたします。</p> <p>来年度の学校医と学校歯科医につきまして、牛久市医師会と牛久市歯科医師会から変更の推薦がありましたので、新たな学校医及び学校歯科医を委嘱する</p>

	<p>ものがございます。</p> <p>議案書を1枚めくっていただきますと、向台小学校の学校医として、あだち内科クリニックの足立秀喜先生とさくら台土肥クリニックの土肥敏樹先生に委嘱していましたが、岡見第一医院の久野越史先生とえのもと皮ふ科の榎本久子先生にお願いすることになります。</p> <p>次に、神谷小学校の学校医ですが、さくら台土肥クリニックの土肥敏樹先生に委嘱していましたが、はなみずきクリニックの高山典子先生にお願いすることになります。</p> <p>次のページに移りまして、牛久第一中学校の学校歯科医として、さぬき歯科の讃岐成裕先生に委嘱していましたが、中澤歯科医院の中澤貴士先生にお願いすることになります。</p> <p>変更の先生方につきましては、令和8年4月1日から委嘱することになります。</p> <p>以上です。</p> <p>議案第10号について質疑を受けるが質疑なし。出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、議案第11号「牛久市教育振興基本計画実施計画（令和8年度～令和10年度）の策定について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>議案第11号、牛久市教育振興基本計画実施計画の策定につきまして、ご説明いたします。</p> <p>牛久市教育振興基本計画実施計画につきましては、先月委員の皆様以案をお配りしましてご確認いただきまして、その際にいただいたご意見を盛り込んだ内容となっております。令和7年度からの第2期教育振興基本計画に対応するように各課の事務事業をまとめるような形でつくっております。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>議案第11号について質疑を受けるが質疑なし。出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次の、議案第12号「情報公開部分決定処分に係る審査請求に対する裁決について」であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、出席委員の3分の1以上の多数で議決したときにこれを公開しないことができます。</p> <p>この議案については非公開にしたいと思いますが、委員の皆様にお諮りしま</p>

<p>教育長</p>	<p>す。非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>全会一致で非公開に決定いたしました。</p> <p>*****</p>
<p>教育長</p>	<p>以上で委員会の非公開を解除いたします。</p> <p>次に、議案第15号「牛久市就学援助規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>教育支援課長</p>	<p>議案第15号、牛久市就学援助規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。</p> <p>5点あります。</p> <p>まず1点目は、認定開始日の見直しとなります。現行では申請を受けた翌月1日から認定することとしていましたが、実際の運用では新年度4月分については4月受付分を4月認定として取り扱っておりました。この運用規則の不一致を解消し、制度利用者にとって分かりやすい仕組みとするため、申請を受け付けた当月1日から認定するように規則を改めるものとなっております。</p> <p>2点目については、申請書類の提出方法の改正となります。これまでは申請書類を学校を経由して提出するものとなっておりますが、教育委員会に直接提出できるようにするというふうにしております。</p> <p>3点目は、校長意見書の取扱いの見直しです。現行では全ての申請者に対して校長意見書の提出を求めています。実務上では必ずしも必要でない部分もありますので、必要な場合に限り教育委員会から学校へ照会をするという方式に改めたいというものです。</p> <p>4点目は、生活保護受給者の申請省略です。生活保護受給者については、現在も社会福祉事務所から受給者情報の提供を受けており、就学援助の認定に必要な情報が把握できておりますので、手続を要せず認定できるとしていきたいと考えております。</p> <p>最後、5点目です。国のシステム標準化に伴う様式の変更となります。国による就学援助関連システムの標準化により、申請様式や表題や構成が変更されるため、規則に定める様式について標準化後の様式に改めるという内容となっております。</p> <p>また、第5条第1項については、就学援助の認定に必要な所得等の書類について教育委員会が公簿等により証明すべき事実を確認できる場合には、当</p>

	<p>該書類を省略できるということも追加させていただきました。</p> <p>効率的であったり、または申請者の負担軽減というところで改正を考えております。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>議案第15号について質疑を受けるが質疑なし。出席者全員の賛成を得る。</p> <p>次に、報告第6号「牛久市文化芸術振興基本計画における進行評価（令和6年度）について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
生涯学習課長	<p>まず、報告に入らせていただく前に、議案第3号で吉原委員よりいただきました映像の期間について申し上げます。映像の保存期間につきましては、同規則の第9条の規定により2週間以内と定められております。</p> <p>以上です。</p> <p>続きまして、報告第6号、牛久市文化芸術振興基本計画における進行評価（令和6年度）について、ご説明させていただきます。</p> <p>おめくりいただきまして、表をご覧ください。</p> <p>文化芸術事業における前年の令和6年度の評価につきまして、文化芸術振興審議会にご審議をいただき、ご助言やご提言をいただきましたので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>こちらの表につきましては、青の点線部分が担当課の自己評価、赤の線部分が審議会の評価となっております。こちらにありますように生涯学習課による自己評価平均が3.0なのに対しまして、審議会による外部評価平均は3.1となっております。</p> <p>1枚おめくりください。</p> <p>補記ということで、1ページから2ページにわたりまして書いてございますのは、当審議会の会長であります後藤雅宜委員による総評でございます。</p> <p>続きまして、3ページから最後の10ページにつきましては、後藤委員が抜粋させていただきました各委員からの具体的な提言等となっております。こちらにつきましては全てお読みいただければと思います。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>報告第6号について質疑を受けるが質疑なし。</p>

教育長	<p>次に、報告第7号「牛久市文化芸術推進基本計画の策定について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
生涯学習課長	<p>報告第7号、牛久市文化芸術推進基本計画の策定について。</p> <p>こちらにつきましては、先ほどご説明させていただきました議案第2号であります、牛久市文化芸術基本条例の第9条にのっとりまして、牛久市教育委員会は、中略、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。こちらの条文にのっとりまして策定するものでございます。</p> <p>つけていただいておりますのは概要版でございます。実際の計画につきましては90ページにわたるものとなっております、3回の審議会を経て、また、令和8年に入ってから1月下旬から2月20日までパブリックコメントをいただき、その後また第4回の審議会を経て、先般答申を行い、本日の教育委員会定例会で報告をさせていただくものとなっております。</p> <p>簡単ですが、説明は以上です。</p> <p>報告第7号について質疑を受けるが質疑なし。</p>
教育長	<p>次に、報告第8号「牛久市文化芸術振興審議会答申について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
生涯学習課長	<p>報告第8号、牛久市文化芸術振興審議会答申について。</p> <p>こちらにつきましては、先ほど報告第7号で申し上げました牛久市文化芸術振興基本計画の策定について、牛久市長より当牛久市文化芸術振興審議会宛てに諮問をいただいております、様々な計画との整合性や持続可能な内容となっているかなどのご審議をお願いするという諮問がございましたので、それを受けまして答申を作成したものとなっております。</p> <p>後藤委員長により4ページにわたる答申を頂戴いたしまして、先般市長に答申の報告をさせていただいたところでございます。内容につきましてはお読みください。</p> <p>以上です。</p> <p>報告第7号について質疑を受けるが質疑なし。</p>

教育長	<p>次に、報告第9号「牛久市放課後児童健全育成事業補助金の交付に関する告示の一部を改正する告示について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>報告第9号、牛久市放課後児童健全育成事業補助金の交付に関する告示の一部を改正する告示につきまして、ご説明いたします。</p> <p>こちらの補助金ですけれども、こども家庭庁の補助金でして、子ども・子育て支援交付金の対象となる事業が増えたために改正するものとなっております。</p> <p>追加となった事業は、事業継続支援事業というもので、物価上昇の厳しい環境の中でも安定的な事業運営を継続して遂行できるような物品購入等が補助の対象となっております。</p> <p>以上です。</p> <p>報告第9号について質疑を受けるが質疑なし。</p>
教育長	<p>次に、報告第10号「令和7年度牛久市物価高騰に対応するための放課後児童健全育成事業者への補助金の交付に関する告示について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>報告第10号、令和7年度牛久市物価高騰に対応するための放課後児童健全育成事業者への補助金の交付に関する告示につきまして、ご説明いたします。</p> <p>物価高騰の影響を受けて光熱水費等の負担が大きくなっています民間の児童クラブ事業者に対しまして、そのサービス提供体制を維持するために国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した補助金を交付するための規定となっております。</p> <p>市内で対象となる児童クラブは2つございまして、南2丁目にあるYMCA わいわい児童クラブと、中央1丁目にあるやまびこという児童クラブです。それぞれ前年度と同様に、YMCA わいわい児童クラブへは6万5,000円、やまびこには3万円を物価高騰分として交付するものとなっております。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>報告第10号について質疑を受けるが質疑なし。</p>

教育長	<p>次に、報告第11号「牛久市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>報告第11号、牛久市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。</p> <p>学校給食の材料費は、物価高騰の影響もありまして年々上がっております。給食の量や質を維持していくために、不足分につきましては市が負担をしてきましたけれども、教職員の給食について実費として実際にかかっている材料費分を負担していただくために、給食費の見直しを行っております。</p> <p>具体的には月額4,690円であったものを6,090円に、日額では270円であったものが350円となります。</p> <p>幼稚園の教職員については月額3,750円であったものを4,870円に改正しています。</p> <p>そのほか、給食基準回数について学校給食法に規定されているため削り、後に続く条文の繰り上げを行っております。</p> <p>以上です。</p> <p>報告第11号について質疑を受けるが質疑なし。</p>
教育長	<p>それでは、本日の議事は終了いたしました。</p> <p>これにて3月定例会を終了いたします。</p> <p>次回の定例会は、令和8年4月23日木曜日、リフレビル4階第1会議室、午後1時45分での開催となります。よろしくをお願いいたします。この後、教育委員会全体での打合せを行いますので、そのままお待ちください。</p>